

## 本別町地籍調査業務システム開発事業者選定審査要領

### (目的)

第1条 この要領は、地籍調査業務システム導入に係る、開発事業者の選定を適切に実施するために定める。

### (審査部会)

第2条 審査部会は、本別町地籍調査事業推進委員会システム審査部会設置要領による。

### (審査項目)

第3条 システム仕様書に対する審査の項目及び基準は、別紙4及び5の評価基準表のとおりとする。配点は、非公開とする。

### (評価点数)

第4条 評価点は、別紙4及び5の評価基準表の点数を合計したものとする。

### (審査方法及びシステム開発事業者の選定)

第5条 審査の方法は、本別町地籍調査授業推進委員会システム審査部会（以下「審査部会」という。）が、別紙4及び5の評価基準表の評価項目により審査、採点し、以下の条件に従い順次決定する。

- ① 過半数に達する審査部会員から最高順位を得た者。
- ② ①により決しない場合、全審査部会員の合計得点が最高得点の者。
- ③ ②が複数いる場合、2. 機能項目の評価点の合計が最も高い者。
- ④ ③が複数いる場合、見積金額の最も安価な者。

2 企画提案者が1事業者のみの場合は、審査部会の協議によりシステム開発事業者とするか否か決定する。

### (失格要件)

第6条 企画提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「プロポーザル実施要領」の規定を遵守していない場合。
- (2) 町及び他の企画提案者に対して、本プロポーザルに関する援助を、直接的または間接的に求めたとき。
- (3) 他の企画提案者の協力者であったとき。

### (審査結果)

第7条 審査の結果については、企画提案事業者に対して書面により通知するものとする。

### 附則

この要領は、令和2年8月5日から施行する。